

第 6 期

滝川市分別収集計画

平成 22 年 6 月

北海道滝川市

第6期 滝川市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市においては、ごみ減量化・再利用の促進及びダイオキシンの削減を目標として、ごみ処理の広域化による共同処理施設において処理することとし、平成15年度よりごみ処理手数料を定額制から従量制に移行し、併せて排出方法も変更することで、ゴミの減量化と資源化は、着実に循環型社会を意識した市民のライフスタイルを変えつつある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の分別収集をより徹底するとともに、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を推進するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした循環型社会の構築
- ・ 容器包装廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全
- ・ 市民、事業者、行政が一体となった取り組みによる環境負荷の軽減

3 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

項目/年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	3,553.53	3,521.06	3,486.80	3,456.09	3,426.28

(内 訳)

(単位：t)

項目/年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
主としてスチール製の容器	135.75	134.51	133.20	132.03	130.89
主としてアルミ製の容器	119.78	118.69	117.53	116.50	115.49
無色のガラス製容器	407.24	403.54	399.61	396.09	392.67
茶色のガラス製容器	263.51	261.11	258.57	256.29	254.08
その他のガラス製容器	87.84	87.04	86.19	85.43	84.69
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	71.87	71.21	70.52	69.90	69.30
主として段ボール製の容器	519.03	514.31	509.31	504.82	500.47
主として紙製の容器包装であって上気以外のもの。	606.86	601.35	595.50	590.25	585.16
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの。	191.64	189.90	188.05	186.40	184.79
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,173.80	1,163.14	1,151.82	1,141.68	1,131.83
うち白色トレイ	23.96	23.74	23.51	23.30	31.80
合 計	3,553.53	3,521.06	3,486.80	3,456.09	3,426.28

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

① 3R推進のための地域協定、自主協定

市民や小売店、スーパー、商店街などと市が3Rの推進に関する協定を結び、レジ袋の一層の削減や簡易包装の推進、資源の店頭回収や集団資源回収などを協働で取り組む。

② マイバッグの持参運動

すでに定着の進んできた買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋をもらわない買い物習慣を徹底する。

③ マイボトル・マイカップ持参運動

会社のオフィスや各種イベントなどで、マイボトル、マイカップを利用することで、紙コップなどの使い捨て容器を削減する。

④ 環境にやさしい店登録制度

エコマーク商品等の環境に配慮した商品の積極的な販売やゴミの減量、リサイクルに等に率先して取り組む商店、事業所を「環境にやさしい店」として登録し紹介する。

⑤ ごみ減量・リサイクルの出前講座

ごみの減量化や3R運動などのごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうように、町内会や学校、グループ、団体からの要請に応じて職員が説明を行う。

⑥ 環境教育、啓発活動の充実

幼稚園・保育所から小学校、中学校、高校、大学と成長過程にあわせ、給食における紙パックの回収、リサイクルや地域が実施する参加、ごみ処理施設の見学などを通し、3R運動の実践など環境教育と啓発活動を展開する。

⑦ リサイクル推進員

市民、事業社、市とのパイプ役として、ゴミの減量か、資源化、分別排出の指導を行い地域社会の環境保全を推進するリーダーとしての役割を担う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る
分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、ごみ収集委託業者が所有する収集車両、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック ※1
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	燃やせるごみ
主としてポリエチレンフタレート（PET）製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	燃やせるごみ

※1 施設持込の分別であり、市収集は燃やせるごみ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	122.17		121.06		119.88		118.83		117.80	
主としてアルミ製の容器	107.80		106.82		105.78		104.85		103.94	
無色のガラス製容器	366.51		363.18		359.65		356.48		353.41	
	307.87	58.64	305.07	58.11	299.59	60.06	299.44	57.04	296.86	56.55
茶色のガラス製容器	237.15		235.00		232.71		230.67		228.68	
	196.83	40.32	190.05	44.95	193.15	39.56	191.46	39.21	189.80	38.88
その他のガラス製容器	79.05		78.33		77.57		76.89		76.23	
	65.61	13.44	65.01	13.32	64.38	13.19	63.82	13.07	63.27	12.96
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	64.68		64.09		63.47		62.91		62.37	
主として段ボール製の容器	467.12		462.88		458.38		454.34		450.42	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	546.17		541.220		535.95		531.23		526.65	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	172.48		170.91		169.25		167.76		166.31	
	172.48	0	170.91	0	169.25	0	167.76	0	166.31	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち白色トレイ	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※下段左：引き渡し量、下段右：独自処理量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \left(\begin{array}{l} \text{容器包装廃棄物の} \\ \text{排出量の見込み} \end{array} \right) \times \text{〔分別収集対象人口率〕} \times \text{〔分別排出率〕}$$

人口は、平成22年3月に策定された「平成21年度 ごみ処理広域化基本計画」（中空知衛生施設組合・砂川地区保健衛生組合・北空知衛生センター組合）の推計値を用いた。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人 口	43,721人	43,422人	43,127人	42,834人	42,545人
対前年比	99.31%	99.27%	99.32%	99.32%	99.32%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、町内会や市民団体による回収を行っている「ビン、缶、ペットボトル、古紙」については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の種類	収集・運搬の段階	保管選別等の段階
金属	スチール製容器	缶類	市による定期回収 市による拠点回収 住民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色の ガラス製容器	びん類	市による定期回収 市による拠点回収 住民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	茶色の ガラス製容器			
	その他の ガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期回収 拠点回収 住民団体による集団回収 民間業者による拠点回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期回収 市による拠点回収 住民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	その他の紙製容器 包装	燃やせるごみ	市による定期回収	中空知衛生施設組合
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収 市による拠点回収 住民団体による集団回収	市 中空知衛生施設組合 民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	燃やせるごみ	市による定期回収	中空知衛生施設組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

中空知衛生施設組合広域ごみ処理施設リサイクルンにより、選別、圧縮、保管を行っている金属製容器、ガラス製容器、プラスチック容器については、分別収集を行う。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	袋等 (集団資源回収分)	平ボディ車	資源回収業者
アルミ製容器		指定ごみ袋 拠点回収	平ボディ車	中空知衛生施設組合
スチール製容器				
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	袋等 (集団資源回収分)	平ボディ車	資源回収業者
茶色のガラス製容器		指定ごみ袋 拠点回収	平ボディ車	中空知衛生施設組合
その他の ガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル	袋等 (集団資源回収分)	平ボディ車	資源回収業者
		指定ごみ袋 拠点回収	平ボディ車	中空知衛生施設組合
飲料用紙製容器	紙パック	縛って排出 (集団資源回収分)	平ボディ車	資源回収業者
段ボール	段ボール			
飲料用紙製容器	紙パック	縛って排出 拠点回収	平ボディ車	中空知衛生施設組合
段ボール	段ボール			
その他の 紙製容器包装	燃やせるごみ	指定ごみ袋	パッカー車	中空知衛生施設組合
その他のプラスチック製容器包装				

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

本市の分別収集計画は、集団資源回収によるものが大きなウェイトを占めている。従って、資源回収未実施の町内会等についても、実施してもらうよう依頼し全市的に資源回収を促進するよう努める。

集団資源回収を支援するため、集団回収団体に奨励金の交付を行うとともに、資源回収の分別チラシを希望団体に無償配付する。

集団資源回収の他に、旧粗大ごみ処理センター跡で拠点回収を実施し、缶、びん、ペットボトル、紙パック、段ボール、新聞、雑誌、古着の回収を行う。

町内会における廃棄物の資源化・再利用の促進を図るため「リサイクル推進員」を配置し、自主的な地域リサイクル活動を推進する。

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。